

## 電事連会長 定例会見要旨

(2022年1月14日)

電事連会長の池辺です。今年も、どうぞよろしく願いいたします。

本日は「2022年の抱負」について申し上げたいと思います。

### <「2022年の抱負」について>

昨年末のこの会見で申し上げた通り、本年はエネルギー基本計画で定められた2050年カーボンニュートラルに向けた長期展望と、それを踏まえた2030年に向けた方針を具体化するという両面の対応が求められます。そういった意味で、大変重要な「未来への確かな足がかりを築く年」になるものと考えております。本日はその中でも、重点的に取り組むべき内容について3点申し上げます。

### <2050年カーボンニュートラルへの取り組みの具体化>

まず「2050年カーボンニュートラルへの取り組みの具体化」です。

昨年5月に私どもは、カーボンニュートラルへの取り組みを公表いたしました。電気事業者としては、供給側の脱炭素化、需要側の電化の重要性を申し上げているところですが、今後、より具体的な対策を進めていくステージに入るものと考えております。

電源側については、再エネの主力電源化や、原子力の再稼働と安定的な運転継続、再エネの大量導入に必要な火力発電の継続的な活用とゼロエミッション火力の実現に向けた技術開発を推進してまいります。一方、今後一層重要となるのは、需要側の取り組みだと考えております。2050年にカーボンニュートラルを目指すということは、この30年足らずで、産業界におけるエネルギーの使い方そのものを再考したり、皆さまのライフスタイルを抜本的に見直すなど、社会全体を脱炭素構造へ切り替えるという、大掛かりな変革を行う必要があります。12月6日の岸田首相の所信表明演説で、社会のあらゆる分野を電化させることの重要性が示され、12月16日に開催されたクリーンエネルギー戦略に関する合

同会議でも、非電力部門を「電化」することの重要性や、その転換に伴う追加コストに対する社会的受容性の議論を深めていくこと等の方向性が示されております。私どもも、電化の重要性については全く同じ認識であり、このような方向で議論いただけることは、大変心強く、また、ありがたく感じております。

この合同会議では、産業部門における低温領域の電化、家庭部門の電化について比較的早期に取り組めることや、電化を進める海外事例、ヒートポンプ技術とその市場動向なども紹介されております。私どもとしても、ヒートポンプ技術が、今後の需要側の脱炭素化の重要なカギになるのではないかと考えているところです。

ご参考までに[資料](#)をお配りしておりますが、ヒートポンプは化石燃料の燃焼によるエネルギーではなく、自然界に存在する大気中の熱などの熱エネルギーを汲み上げ、冷暖房や給湯などに利用するシステムです。この「空気熱」は、太陽光・風力と同じく、供給構造高度化法上、再生可能エネルギー源として位置づけられております。家庭用のみならず、相対的に電化へのハードルが高いとされる産業分野においても、様々な業種の生産工程に組み込むことが可能です。お客さまの設備は、一度導入されると、設備の更新時にも、それまでと同じ種類の熱源が使われ続けるという「ロックイン効果」があるため、ヒートポンプ等のすでに確立された技術を、現時点から導入していくことが、2050年カーボンニュートラル実現のためには大変重要であると考えております。

また、ヒートポンプは日本のメーカーも一定のシェアを獲得しており、日本の産業振興や、脱炭素技術を国内で調達できるという技術自給率の向上にも寄与できると考えております。これらの視点も踏まえ、電化の具体的な施策について、今後のクリーンエネルギー戦略に関する会議で議論されることを期待しております。

<原子力の再稼働加速化をはじめとした業界大の取り組みの推進>

2点目は、「原子力の再稼働加速化をはじめとした業界大の取り組み」です。

エネルギー基本計画が改定され、2030年度時点において、安全性を確保したうえで、原子力発電を一定規模、持続的に活用していくことや、引き続き、長期

運転・運転サイクルの長期化・定期事業者検査の最適化に向けた検討を行うことについても明記されました。

また、原子力は「実用段階にある脱炭素化の選択肢」ともされており、私ども原子力事業者としても、安全を大前提に再稼働に全力で取り組むとともに、稼働率向上の取り組みを進めてまいります。

再稼働については、昨年2月に電事連内に「再稼働加速タスクフォース」を設置し、人的支援の拡大、審査等の情報共有の強化、再稼働に向けた技術支援などを行っております。例えば、審査対応では膨大な資料の準備を少しでも軽減できるよう、先に再稼働を果たした事業者の審査資料をパッケージ化して提供しております。技術面でも、一般社団法人原子力安全推進協会（JANSI）のご協力もいただき、先行事業者が再稼働時に得た知見や教訓を、今後再稼働を目指す事業者と共有する場を設け、発電所長を含めた総勢500名を超える方々に参加いただいたところです。引き続き、各社の支援ニーズを踏まえ、業界全体で可能な限り再稼働の加速化に取り組むとともに、エネルギー基本計画で示された2030年度20～22%の発電比率達成に向けた取り組みを進めてまいります。

また、原子燃料サイクルについては、目下、日本原燃が六ヶ所再処理工場竣工に向けて、審査対応や安全対策工事に取り組んでいるところですが、私どもも日本原燃の審査対応を全面的に支援するとともに、サイクル事業の着実な推進、最終処分への取り組みなども含め、事業者間の連携をより一層強化してまいります。

<安定供給を支える足元の取り組みと制度設計への協力>

最後は「安定供給を支える足元の取り組みと制度設計への協力」です。

いよいよ冬も本番となる中、電力各社は万が一に備え、火力燃料の追加調達や、電源設備のメンテナンス等、早め早めの対策を講じてまいりました。また、同時に、燃料の余剰リスク等も見極めながら、電力広域的運営推進機関にもモニタリング等を行っていただくなど、関係各所それぞれの役割の中で、取り組みを進めてきたところです。

12月27日に開催された、国の基本政策小委員会において、現状及び2月までの電力需給の見通しについて、まだ予断は許さないものの、突発的な大きなトラブルが無ければ安定供給を確保できる見通しが示されました。電気の効率的なご使用にご協力いただいている皆さまに感謝申し上げます。ぜひマスコミの皆さまにも、電気の効率的なご使用を呼び掛けていただければと考えております。

一方、同委員会では2022年度の夏季について、10年に一度の猛暑となった場合、広域機関を中心に発電所の補修点検時期の更なる調整を行っても、現時点で複数のエリアで7月と8月の予備率が3%を下回る見通しであり、今後、供給計画の取りまとめ結果等を踏まえて改めて評価することとなっております。事業者としても、補修点検時期の更なる調整に協力するとともに、設備トラブルによる供給力の減少リスクに備え、設備面での保守管理や燃料確保に努めるなど、最大限の取り組みを行ってまいります。

このような安定供給という最大の使命は、将来にわたって果たし続けることが必要です。今後は、安定供給を支える供給力確保策を、仕組みとしてしっかりと機能させられるかが重要な論点になってくると考えております。現在、国の作業部会等で、まさに制度設計の議論がなされておりますが、既設電源の維持や、新規電源の建設に係る投資回収の予見性を高めるような投資環境整備が必要だと考えており、電気事業者の立場からも、いかにして「魅力的な発電事業」を実現していくかについて、検討に協力してまいります。

このようにエネルギー政策について課題は山積しておりますが、時間軸を意識しつつ、トランジションも含めた対策をとっていくことも重要だと考えております。私どもも電気事業者として、カーボンニュートラルや安定供給に向けた様々な課題に挑戦し、社会の発展と変革に貢献してまいります。

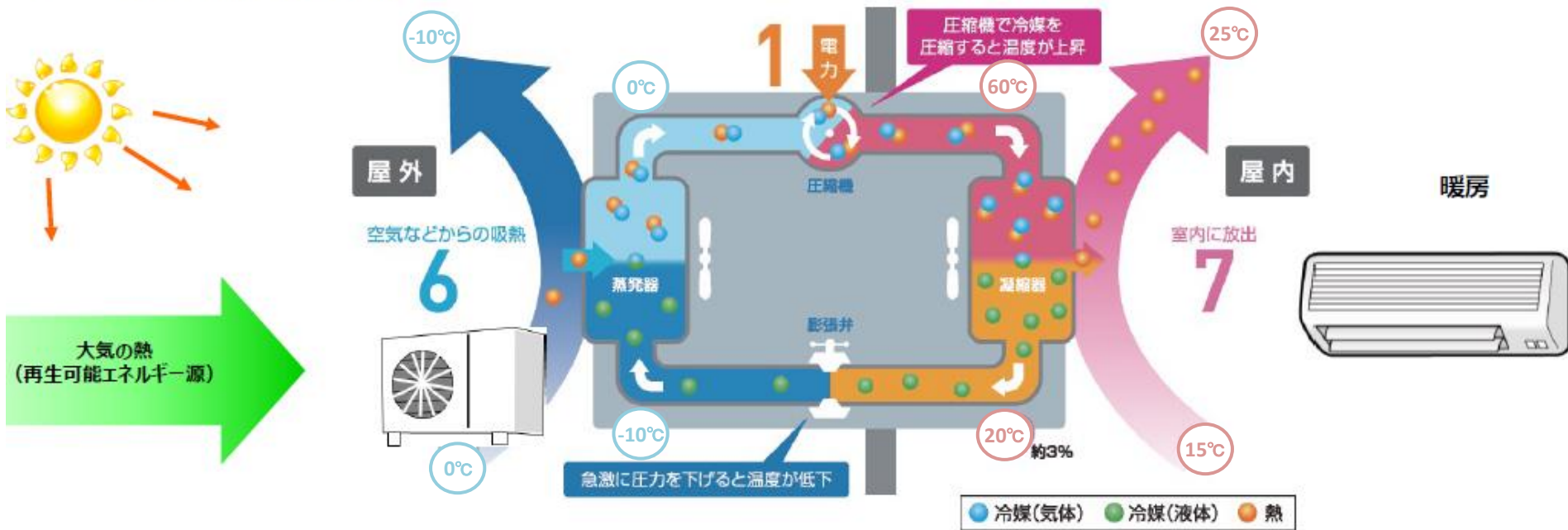
本日、私からは以上です。

以 上

# ヒートポンプの仕組み：大気熱などの熱エネルギーの利用

- ヒートポンプは、化石燃料の燃焼によるエネルギーではなく大気熱など自然界に存在する熱エネルギーを汲み上げ、冷暖房や給湯に利用するシステムであり、ボイラー等に比べて省エネ性、省CO2性に優れている。

COP=7.0 のルームエアコンで暖房する場合



大気中から6の熱を汲み上げて、1の電気ので、7の熱を製造。

$$\text{COP (成績係数)} = \frac{\text{得られるエネルギー (熱)}}{\text{投入エネルギー (電力)}} = 7$$

# ヒートポンプ＝再生可能エネルギー

- ヒートポンプは大気熱などを利用し温熱利用する機器であるが、「**大気中の熱**」は、太陽光・風力等と同じく、「**再生可能エネルギー源**」として**高度化法に定義**されている。

## ○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）

（再生可能エネルギー源）第四条法第二条第三項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- |       |   |
|-------|---|
| 一 太陽光 | 五 太陽熱   |
| 二 風力  | 六 <b>大気中の熱</b> その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるものを除く。）                              |
| 三 水力  | 七 バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（法第二条第二項に規定する化石燃料を除く。）をいう。） |
| 四 地熱  |   |